

児童手当制度

支給対象：0～18歳(高校修了前)までのお子
さまを養育されている方に支給し
ます。
※所得制限はありません

支給月：偶数月(2、4、6、8、10、12月)
※それぞれ2ヶ月分の手当を支給し
ます

支給額

	支給額(月額)
0～3歳未満 (第1子・第2子)	15,000円
3歳以上 (第1子・第2子)	10,000円
第3子以降	30,000円

次のような場合は届出が必要です

- ・養育されるお子さまの人数に増減があったとき
- ・住所や氏名に変更があったとき
- ・養育されている方が公務員になった、または公務員でなくなったとき
- ・振込口座に変更があったとき

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

重複・多剤服薬者、多受診者等への 電話および訪問健康相談

年齢を重ねると、複数の病気を持つ方が増え、受診する医療機関や服用する薬の数も多くなる傾向にあります。重複した検査や同じ効能の薬の服用(重複服薬)、多種の薬の服用(多剤服薬)により、健康被害が生じる可能性があります。

町では、6月に「電話および訪問健康相談」を実施します。対象者には、国保連合会から郵便で通知があり、その後保健師が電話や訪問でお話を伺います。

対象者：国民健康保険に加入し、重複・多剤服薬、多受診の可能性のある方

内容：通院や服薬管理の
情報提供、相談

電話・訪問実施時期：6月

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課(TEL：63・3807)



住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧および住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき公表します。(年1回)

対象期間と件数：令和7年4月1日～令和8年3月31日までに閲覧した件数(1件)

請求機関の名称または 申出者の氏名	請求事由・利用目的の概要	閲覧 年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊和歌山地方 協力本部長	陸上自衛隊高等工科学校の 生徒募集に伴う広報	令和7年 4月22日	平成22年4月2日～ 平成23年4月1日生まれの男 (日本人住民)

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL：63・3800)

高齢者外出支援事業

高齢者の方のお出かけを応援します

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

対象者

- ①町内に住民登録をしている75歳以上の方
(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ②町内に住民登録をしている65歳以上74歳以下で運転免許を保有しない方
(昭和27年4月2日から昭和37年4月1日以前に生まれた方)

助成額

	助成額
1冊目	12,000円分を無料交付
追加購入分	1冊 8,000円(12,000円分)
	1冊 2,000円(3,000円分)

有効期限

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示し、助成券をお渡しくください。
- ②利用できるバス、タクシーは右表の事業者です。

バス会社	電話番号
熊野御坊南海バス	22・1020
中紀バス	65・2222

タクシー会社	電話番号
御坊第一交通	22・3366
川上タクシー	24・0200
GMCトランスポート	24・1001
港タクシー	65・3100
こころねケア	090・6662・7111
ケアタクシー樹	090・1588・0367
愛あいケアタクシー	20・1090
印南交通	42・0112
南部タクシー	0739・72・2133
介護タクシーふくしん	20・5272
はぴあとタクシー	53・0301

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

こんにちは! 日高町地域包括支援センターです

地域包括支援センターは、

介護や医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢のみなさまを支えるための拠点です。住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らせるよう、関係機関・専門職と力を合わせて支援をさせていただきます。

本町では、**日高町役場(いきいき長寿課)内に開設**しています。



地域包括支援センターが行う主な事業

1. 介護予防ケアマネジメント

高齢のみなさまが自立して生活ができるように、生活の仕方やサービス利用などについて助言・紹介するなど、みなさまの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

2. 総合相談・支援

高齢のみなさまやご家族・地域の人からの悩みなどを伺い、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康などについてご相談ください。

3. 権利擁護・虐待発見、防止

高齢のみなさまの権利を守るため、成年後見制度の案内や虐待の早期発見などに対応します。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

関係機関と連携し、ケアマネジャーへの支援を通じて、高齢のみなさまが地域で暮らし続けられる体制づくりを進めます。

【お問い合わせ先】 日高町地域包括支援センター (いきいき長寿課内) (TEL: 63・3807)